

第 5 8 号議案

足立区土地区画整理事業を施行すべき区域に係る地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区土地区画整理事業を施行すべき区域に係る地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

足立区土地区画整理事業を施行すべき区域に係る地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 1 6 年足立区条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（適用区域）

第 2 条 この条例の規定は、都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定による都市計画の決定の告示があった別表第 1 に掲げる地区計画の区域のうち、同法第 1 2 条の 5 第 2 項に規定する地区整備計画が定められた区域（以下「地区整備計画の区域」という。）に適用する。

第 4 条第 5 項中「第 2 条第 1 8 号」を「第 2 条第 2 0 号」に改め、同条第 6 項を削り、同条第 7 項中「及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 1 4 年法律第 7 8 号）第 1 0 5 条第 1 項」を「又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 2 0 年法律第 8 7 号）第 1 8 条第 1 項」に改め、「建築物」の次に「（足立北部地域舎人・古千谷本町地区地区整備計画の地区の区分のうち駅周辺地区②の区域内の建築物に限る。）」を加え、同項を同条第 6 項とする。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 （第 2 条関係）

地区計画の名称
足立北部地域舎人・古千谷本町地区地区計画
足立北部地域西伊興地区地区計画
足立北部地域東伊興地区地区計画
足立東部地域平野・東六月町地区地区計画
足立東部地域神明南地区地区計画
足立東部地域神明地区地区計画
足立東部地域神明西地区地区計画
足立東部地域南花畑一・三・四丁目地区地区計画
足立東部地域花畑七・八丁目地区地区計画

別表第2 足立東部地域神明南地区地区整備計画区域の部幹線道路沿道地区①の項中「幹線道路沿道地区①」を「幹線道路沿道地区A①」に改め、同部中

「

幹線道路沿道地区②					
-----------	--	--	--	--	--

」

を

「

幹線道路沿道地区A②					
幹線道路沿道地区B①	ホテル又は旅館	10分の8	10分の30	10分の4	
幹線道路沿道地区B②					

」

に改め、同表足立東部地域神明地区地区整備計画区域の部ウの欄中「10分の30」を「10分の3」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正によるもののほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。